

社会福祉法人 議事録モデル文例集

作成・指導監査対応のポイント

共編 福岡 新司（一般社団法人 SOWET 理事長）
船山 敏一（社会福祉法人藤沢ひまわり常務理事、総合施設長）

新日本法規

はしがき

「社会福祉法人 議事録モデル文例集—作成・指導監査対応のポイント—」を発行するにあたり、新日本法規出版の編集者ご担当の皆様、そして、一緒に作りましょうと誘っていただき、共に本書をまとめ上げた共同編集者の船山敏一様、執筆にご協力くださった、朝日雅也様、鈴木孝典様、大林弘嗣様、渡邊史朗様に心から感謝申し上げます。

さて、本書の執筆につきましては、今から遡ること2年以上前になります。共同編集者の船山さんから「一緒に作りましょう」とお声がけをいただいたことに始まります。当初は気乗りがせず、しばらく筆が進まない時期もありました。その間、新日本法規出版の出版渉外局の担当がNさんからMさんに代わりました。しかし、この担当者の交代を機に、改めて「何のためにこの本を書くのか」を考え直しました。たどり着いた答えは、行政のためにでもなく、単に社会福祉法人のためでもなく、「それぞれの社会福祉法人におられる利用者の方々のために、正しい法人運営を支える仕組みが必要だ」ということでした。

社会福祉法人の理事会や評議員会などの議事録は、法人運営の適法性を示す根拠資料として、指導監査においても重要な確認対象となります。しかし、実務の現場では、法的要件を踏まえつつ、過不足なく作成することは容易ではありません。

本書は、全国約2万の社会福祉法人をはじめ、これを支援する税理士・公認会計士・司法書士、さらには自治体の関係者にもご活用いただけるよう、議案ごとの文例を多数掲げ、作成・確認の要点を具体的に解説しました。

上述のように、議事録作成が円滑になれば、法人はより本業に力を注ぐことができ、職員の皆様が安心して働ける環境が整い、その結果として利用者支援の質も高まる——その一助となることを願って、本書を世に送り出します。

本書が多くの皆様にとって、有益なものとして活用されますよう、心より願っております。

令和8年3月

編集者・執筆者を代表して

福岡 新司

編集者・執筆者紹介

《編集者》

福岡 新司（ふくおか しんじ）

一般社団法人SOWET理事長

社会福祉法人檸檬会顧問

公益財団法人日本知的障害者福祉協会評議員

公益財団法人日本知的障害者福祉協会生産活動・就労支援部会副部長

略歴：

1986年労働省入職（後の厚生労働省）

2008年厚生労働省退官

2008年某社会福祉法人障害サービス事業施設長就任

2016年SOWET設立し現職

主要著書：

『職業リハビリテーション用語集：障害者雇用・就労支援のキーワード』（共著、やどかり出版、2020年）

『発達障害白書2020年版』（共著、明石書店、2020年）

船山 敏一（ふなやま としかず）

社会福祉法人藤沢ひまわり常務理事、総合施設長

グリーンウェブ湘南A管理者／サービス管理責任者

社会福祉法人碧理事

略歴：

1996年関東学院大学文学部卒業

1998年より現職。障害者福祉の現場を中心に長年携わり、グループホームや就労支援の業務に従事。自治体等の各種委員も歴任

《執筆者》

朝日 雅也（あさひ まさや）

埼玉県立大学 名誉教授

略歴：

1981年国際基督教大学教養学部卒業

1998年日本社会事業大学大学院修士課程修了

1999年埼玉県立大学に勤務。保健医療福祉学部・大学院教授を経て

2023年定年退職

2023年より名誉教授。厚生労働省や自治体等の各種委員も歴任

主要著書：

『障害者雇用における合理的配慮』（共編著、中央経済社、2017年）

『共に生きるための障害福祉学入門』（共著、大月書店、2018年）

『障害者福祉（社会福祉学習双書2025）』（共著、全国社会福祉協議会、2025年）

鈴木 孝典（すずき たかのり）

大正大学人間学部社会福祉学科教授

大正大学大学院人間学研究科社会福祉学専攻教授

略歴：

2011年大正大学大学院人間学研究科福祉・臨床心理学専攻博士課程修了（博士（人間学））

2024年より現職。障害者福祉、精神保健福祉に関する実践理論研究に従事。一般社団法人日本精神保健福祉学会理事のほか、自治体等の各種委員も歴任

主要著書：

『図解でわかるソーシャルワーク』（編著、中央法規出版、2023年）

『ソーシャルワークの理論と方法 [精神専門]』（編著、中央法規出版、2021年）

『〈社会福祉〉実践と研究への新たな挑戦』（共著、新泉社、2015年）

大林 弘嗣（おおばやし こうじ）

社会福祉法人わらべ会新堀こども園園長

有限会社ビッグウッド代表専務取締役

略歴：

1994年三重大学工学部卒業

2005年三重大学生物資源学部博士課程終了（学術博士）

2007年より社会福祉法人わらべ会保育園施設長

現在に至る

渡邊 史朗（わたなべ ふみあき）

社会福祉法人光友会いそご地域活動ホームいぶき課長

略歴：

1998年より障害福祉に従事し、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業において新制度周知や新法への移行、新事業立ち上げなどの事業所コンサルテーションを担当した。神奈川県を中心に各種法定研修の講師を歴任

2021年より現職

1 法人運営についての指定基準

(1) 法人運営に関する基本的な枠組み

社会福祉法人の業務執行は、以下の根拠に基づいて行われます。

- ① 社会福祉法関係法令
- ② 関係通知
- ③ 定款
- ④ 法人で定めた内部規程等

これらを踏まえ、理事会の決定を経て、理事長などが業務を遂行します。

(2) 法令で定められた牽制機能

法人内部における業務執行の牽制機能として、以下の仕組みが法令で定められています。

- ① 理事会：理事長等の監督、選定・解職
- ② 評議員会：定款変更、計算書類の承認、理事の選任・解任
- ③ 監事：理事の職務に関する監査
- ④ 会計監査人：会計に関する監査

(3) 指導監査における確認内容

指導監査では、これらの牽制機能が適切に機能しているかを確認します。

主に社会福祉法人の「指導監査ガイドライン」(平29・4・27雇見発0427第7・社授発0427第1・老発0427第1別添の別紙)(以下「ガイドライン」といいます。)に定められた事項が確認対象となりますが、必要に応じてガイドライン以外の事項についても確認が行われる場合があります。

(4) 違反があった場合の指導の種類と対応

確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合には、以下の方法で指導が行われます。

① 原則：口頭による重大な指摘

ガイドラインに定める「指摘基準」に該当しない内部規程等の違反については、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭による重大な指摘が行われます。

② 例外：文書による指摘

重大な違反や直ちに是正が必要な場合、また口頭指摘のみでは是正が見込まれない場合など、法人運営の適正確保の観点から必要と判断される場合は、文書による指摘が行われることがあります。

③ 規程の変更に関する指導

内部規程が法令・通知・定款に違反している場合や、法人の実情に即していない場合には、規程変更による是正が可能とされ、当該変更のための適切な指導が行われます。

④ 指導の根拠の明確化

指導を行う際には、違反内容及びその根拠を明確に示すことが原則とされます。

2 定款についての指定基準

(1) 定款の記載内容に関する確認基準

【チェックポイント】

- ① 各法人の定款に記載された必要的記載事項について、事実と反していないか確認
- ② 相対的記載事項及び任意的記載事項についても、必要に応じて確認
- ③ 社会福祉法31条1項に規定される必要的記載事項は全て記載が必要。1つでも欠けると定款としての効力を持たない

14 施設長等の「重要な役割を担う職員」の変更（選任・解任）をする場合

施設長の解任・選任については、理事会での決議が原則として必要であり、評議員会の承認は通常不要です。

社会福祉法45条の13第4項に書かれている「理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない」という条文の意味は、理事会の専決事項を示しています。つまり、理事会が決定しなければならない重要な業務や事項については、理事長等（一人の理事）や職員にその権限を委任することができないということです。

現場の責任者である施設長等は、当然ながら誰でも認められるものではありません。

その任命に当たっては、これまでの経歴、経験、保有資格等、一定の条件を満たしていることが求められます。

これらの条件を満たした者について、理事会の選任を経て正式に決定し、その後、所轄庁へ届出を行う必要があります。

【CHECK】

- | |
|------------------------------|
| ① 施設長の選定は理事会の決議を通過しているか |
| ② 理事会で決定後、所轄庁への届出は行ったか |
| ③ 新任者が施設長等として必要な資格や経験を有しているか |

モデル文例

第〇号議案 〇〇施設長の退任の件

第〇号議案 新施設長の選任の件

議 長：それでは、第〇号議案 〇〇施設長の退任について、事務局より説明をお願いします。

事務局：〇〇施設長より、一身上の都合により今年度3月末をもって施設長を退任したい旨の申出がありました。つきましては、〇〇施設長の退任を受理することについて、ご審議をお願いいたします。

議 長：ただいまの説明について、ご意見やご質問はございますか。

理 事：〇〇施設長の永年のご尽力に感謝いたします。退任の申出を受理することでよいと思います。

議 長：他にご意見はございますか。ないようですので、採決に移ります。施設長におかれましては、退任後も副施設長として職員とし、施設の運営に携わってご尽力いただけるとお聞きしております。第〇号議案 〇〇施設長の退任について、原案どおり受理することにご異議ございませんか。

(一同異議なし)

議 長：ご異議なしと認めます。第〇号議案は原案どおり承認され、〇〇施設長の退任を受理することに決定いたしました。

続きまして、第〇号議案 新施設長の選任について、事務局より説明をお願いします。

事務局：〇〇施設長の退任に伴い、新たに〇〇〇〇氏を施設長として選任したいと存じます。〇〇〇〇氏は長年施設長として他施設で勤務し、現場に必要な専門知識や運営に関する内容も持ち合わせている人物であると思われれます。

(略歴説明)

本件は「重要な役割を担う職員の選任」に該当し、理事会での決議が必要となります。また、選任後には所轄庁への変更届出

を速やかに行う予定です。つきましては、〇〇〇〇氏を新施設長として選任することについて、ご審議をお願いいたします。

議長：ただいまの説明について、ご意見やご質問はございますか。

(議 論)

議長：他にご意見はございませんか。それでは採決を取ります。第〇号議案 新施設長の選任について、〇〇〇〇氏を新施設長に選任することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成と認めます。よって、第〇号議案は原案どおり承認され、〇〇〇〇氏を新施設長に選任することに決定いたしました。

<ポイント>

- ① 社会福祉法45条の13第4項により、施設長のような重要な役職に就く職員の選任は理事会の専決事項とされており、理事長が他の理事や職員に委任することはできません。理事会での正式な議決を経て行う必要があります。
- ② 施設長変更は、登記変更とは異なりますが、法人運営上の重要事項であり、届出を怠ると自治体等の管轄諸官庁の監査時に指摘を受ける可能性があります。選任・解任の決議後は、遅滞なく所轄庁への届出を行うことが重要です。
- ③ 施設長の条件として、経験年数、保有資格、地域福祉に対する理解など、実務に即した基準を基に確認し、議事録にも略歴や経歴の記録を残すことで、外部からの評価にも耐える客観性を確保できます。

30 社会福祉充実計画を承認する場合

(1) 社会福祉充実計画の承認申請のために必要な評議員会の手続
社会福祉法人が社会福祉充実計画を策定、あるいは変更、終了する場合、所轄庁への承認申請（前掲28参照）が必要となります（法55の2）。また、その手続に先立って、①理事会での社会福祉充実計画案の承認に係る評議員会の招集と上程議案に関する決議、②評議員会での決議（欠席者を含めた評議員のうち、過半数以上の賛成）、承認が必要です（法55の2⑦・55の3①③・55の4）。

(2) 社会福祉充実計画の承認申請の手続と評議員会議事録

評議員会に係る議事録の作成では、決議に係る評議員の定足数を充足していることを明記します。あわせて、社会福祉充実計画の制度的概要、同計画案について評議員会にて説明した旨議事録に記載します。また、別紙として、厚生労働省が提示する社会福祉充実計画の様式例に沿った同計画案の提示も、議案に対する評議員の理解を促すために有効です。なお、同計画の様式（Word形式及びPDF形式のファイル）は、厚生労働省のホームページよりダウンロードが可能です。

なお、社会福祉充実計画の策定、変更、終了は、所轄庁への承認申請（軽微な変更については届出）が必要となります（法55の2①・55の3①②・55の4）。また、同申請、届出には、当該事案に係る議決に関する評議員会の議事録が必要です。そのため、所轄庁に提出する社会福祉充実計画案の内容と同計画の承認に係る評議員会の議事録の内容にそごがないことを確認する必要があります。

【CHECK】

- | |
|--|
| ① 評議員会での決議に必要な定足数を充足していることが明記されているか |
| ② 社会福祉充実計画の制度的概要、同計画案について評議員会にて説明した旨が評議員会の議事録に明記されているか |
| ③ 評議員会の議事録の内容と所轄庁に提出する社会福祉充実計画案の記載内容は一致しているか |

モデル文例

令和〇年度第〇回 社会福祉法人〇〇 評議員会議事録

1 日 時 令和〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時から〇時まで

2 場 所 社会福祉法人〇〇 法人本部 会議室

3 出席者 評議員総数 〇名

評議員出席者 〇名

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

（理事等の出席があった場合）

理事出席者 〇名

理事長 〇〇〇〇

理 事 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

監事出席者 〇名

〇〇〇〇 〇〇〇〇

4 議 長 〇〇〇〇

5 議事録作成者 〇〇〇〇

6 議長及び議事録署名人の選任

理事長は、挨拶の後、開会を宣言した。理事長は定足数を確認し、評議員会が成立したことを報告した後、定款第〇条第〇項に定められ

た議長選出について、出席評議員に諮ったところ、〇〇評議員が議長に選出された。議長は定款第〇条第〇項規定の議事録署名人を指名したい旨を諮ったところ、全員賛成したので、次の2名を議事録署名人として指名し、議事に入った。

評議員〇〇〇〇 評議員〇〇〇〇

7 議題、議案及び議事の結果

第〇号議案 社会福祉充実計画案の承認の件

議長の求めにより理事長は、社会福祉法第55条の2に定められた、社会福祉充実計画の制度的概要について評議員に説明した。その上で、別紙「令和〇～〇年度社会福祉法人〇〇社会福祉充実計画案」について読み上げた。その後、審議を経て、同計画案について、満場一致をもって決議した。

(否決された場合)

その後の審議の中では、「〇〇〇〇」との意見が出された。採決の結果、賛成〇人、反対〇人で本議案は否決された。

この議事録の正確を期するため、定款の定めにより、議長及び議事録署名人は次のとおり署名、捺印する。

令和〇年〇月〇日

議長 〇〇〇〇 印

署名人 〇〇〇〇 印

署名人 〇〇〇〇 印

<ポイント>

- ① 社会福祉充実計画の策定、変更、終了は、所轄庁の申請認可を必要とします。なお、軽微な変更については、届出となります。
- ② 社会福祉充実計画の変更、終了に係る評議員会議事録には、その理由を明記する必要があります。この場合、所轄庁に提出する変更、若しくは終了に係る申請書の内容と評議員会議事録の内容を一致させる必要があります。

第3 財務に関する事項

35 計算書類及び財産目録の承認をする場合

計算書類及び財産目録の承認は理事会と評議員会で行います（法45の28③・45の30②）。これは、決算時の計算書類及び財産目録の承認が、社会福祉法人の業務執行の重要な決定に当たるためです（法45の13②一）。議事録では、透明性の確保のため、質疑応答や議決の過程が正確に記録されているかを確認することが大切です。また、監事による監査報告は重要な役割を果たします。

監事は、法人の財務状況や業務執行が適切に行われているかを監査し、その結果を理事会に報告するため、計算書類の監査をします（法45の18・28）。理事会で承認された計算書類は評議員会に提出され、評議員会でも承認を得る必要があります（法45の28・30）。

【CHECK】

- | |
|---------------------------------|
| ① 計算書類は監事の監査を受けているか |
| ② 重要なポイントについてのやり取りは記録されているか |
| ③ 計算書類及び財産目録は理事会と評議員会の両方の承認があるか |

モデル文例

第〇号議案 ○年度計算書類及び財産目録の承認の件

議 長：それでは第〇号議案 ○年度計算書類及び財産目録の承認について説明をしてください。

事務局：監査報告をA監事よりいただきます。よろしく願いいたします。

A監事：令和〇年〇月〇日、法人本部事務所にて、監事監査を行いました。

事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正妥当であることを認めます。

議長：ただ今A監事よりご説明のあった計算書類につきましては、令和〇年〇月〇日に開催されました理事会において承認されておりますことを申し添えます。質問はございますでしょうか。

評議員：修繕費が昨年より高いようですが、理由を教えてください。

事務局：調理室のスチームコンベクションオープンが耐用年数を超えてきており、修理が必要となりましたので修繕費が上がりました。

評議員：耐用年数を超えてきているということですが、修繕で対応できたということでしょうか。

事務局：はい。ただ、いずれ新規購入が必要なタイミングは来ると想定しております。また冷蔵庫も購入時期がほぼ同じですので、今後予算確保を検討しておく必要があると考えております。

評議員：分かりました。

議長：それでは第〇号議案に関して賛成の方は挙手願います。

(議長を除く6名の評議員が全員賛成した。)

議長：第〇号議案について可決されました。

<ポイント>

- ① 社会福祉法45条の30に基づき、理事会において監事から監査報告を受けた旨を議事録に明確に記載することが重要です。
- ② 計算書類や財産目録に関する承認に当たっては、単なる賛否だけでなく、重要な指摘・質問やそれに対する回答の内容も記録しておくことが求められます。議事録には、質疑応答の経緯や議論のポイントを正確に残し、透明性・説明責任を果たす形とすることが重要です。
- ③ 計算書類及び財産目録の承認は、社会福祉法45条の30により、理事会及び評議員会の両方で必要です。



新日本法規